高知大学医学部附属病院低侵襲手術教育・トレーニングセンター規則

平成 21 年 2 月 10 日 規 則 第 55 号

最終改正 平成23年4月12日規則第6号

(趣旨)

第1条 この規則は、高知大学医学部附属病院規則(平成16年4月1日施行)第8条の3 第6項の規定に基づき、高知大学医学部附属病院に低侵襲手術教育・トレーニングセンタ ー(以下「トレーニングセンター」という。)を設置し、その運営等に関し必要な事項を 定める。

(目的)

第2条 トレーニングセンターは、高知大学医学部附属病院が都道府県がん診療連携拠点病院として、また、高度な医療を実施する病院として、高い医療水準を保持し、効率の良い医療を提供することによって、術後患者の高いQOL (Quality Of Life の略語)を保障するために、医療従事者及び学生等に対して、低侵襲手術を積極的に行うための教育を行うとともに、技術の修得及び向上のためのトレーニングを行うことを目的とする。

(業務)

- 第3条 トレーニングセンターは、次の各号に掲げる業務を行う。
 - (1) 低侵襲手術トレーニングシステムの構築に関すること。
 - (2) 低侵襲手術の教育に関すること。
 - (3) 低侵襲手術トレーニングに関すること。

(組織)

- 第4条 トレーニングセンターは、次の各号に掲げる者をもって組織する。
 - (1) センター長
 - (2) 副センター長 2人
 - (3) センター長が指名する者 若干人
- 2 前項第1号及び第2号に掲げる者は、病院長が委嘱する。

(運営委員会)

第5条 トレーニングセンターの運営に関し必要な事項を審議するため、トレーニングセンター運営委員会(以下「運営委員会」という。)を置く。

2 運営委員会については、別に定める。

(雑則)

第6条 この規則に定めるもののほか、トレーニングセンターの運営等に関し必要な事項は、病院長が別に定める。

附 則

この規則は、平成21年2月10日から施行する。

附 則(平成23年3月8日規則第84号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年4月12日規則第6号)

この規則は、平成23年4月12日から施行する。